

【議題 5】

落合地区コミュニティバス車両更新及び移動等円滑化基準適用除外について

1. 新規車両の導入について

落合地区コミュニティバスで使用しているハイエースは、初年度登録（平成 19 年 3 月）から 18 年が経過し、走行距離は 20 万kmを超えています。

当該路線は道路が狭隘な箇所が多く、中・大型バスでの運行は困難であること、また 1 便当たりの乗車人数を考慮し、セレナ（送迎タイプ）への更新を行います。

上記の理由により、移動等円滑化基準を満たす車両が導入できないため、同基準の適用除外について協議をするものです。

落合地区コミュニティバスの利用状況(10 月～9 月)

(単位：人)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	353	423	548
1 便当たりの利用者数	0.7	0.8	1.1

2. 現行の車両及び導入する車両

現行の車両

車名	型式	乗車定員	車両寸法(mm)	車両総重量(kg)
トヨタ ハイエース	CBA-TRH219W	10 人	4840×1880×2100	2580

導入する車両

車名	型式	乗車定員	車両寸法(cm)	車両総重量(kg)
日産 セレナ	5BA-NC28	8人	4690×1695×1895	2230



(参考：日産セレナ 送迎タイプ ※付知地区のコミュニティバスと同様の車両)

3. 移動等円滑化基準の適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」と

いう)では、原則として、車両の新規導入する際には省令に定める移動円滑化基準に適合した車両(車いす対応等)の導入を義務付けています。

ただし、道路の地形上の問題等により移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、運送事業者が地方運輸局に申請をし、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

3. 運行事業者(申請者)

株式会社サカガワ

4. 導入年月日

令和8年10月1日～令和9年3月11日(納車の時期による)

5. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・ 第37条第2項第1号 乗降口の幅
- ・ 第37条第2項第2号 乗降口のスロープ
- ・ 第38条第1項 床の高さ
- ・ 第39条 車椅子スペース
- ・ 第40条第1項 通路の幅
- ・ 第40条第2項 通路の手すりの間隔
- ・ 第41条 運行情報提供設備等

なお、移動等円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者等については、移送サービスや介護タクシー等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。